

政令第 号

環境影響評価法の一部の施行期日を定める政令

内閣は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）附則第一条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

環境影響評価法附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、平成九年十二月十二日とする。

政令第 号

環境影響評価法施行令

内閣は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第二項及び第三項並びに第四十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（第一種事業）

第一条 環境影響評価法（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める事業は、別表の第一欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。ただし、当該事業が同表の一の項から五の項まで又は八の項から十三の項までの第二欄に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、公有水面の埋立て又は干拓（同表の七の項の第二欄に掲げる要件に該当するもの及び同表の七の項の第三欄に掲げる要件に該当することを理由として法第四条第三項第一号の措置がとられたものに限る。以下「対象公有水面埋立て等」という。）を伴うものであるときは、対象公有水面埋立て等である部分を除くものとする。

（法第二条第二項第一号ワの政令で定める事業の種類）

第二条 法第二条第二項第一号ワの政令で定める事業の種類は、宅地の造成の事業（造成後の宅地又は当該宅地の造成と併せて整備されるべき施設が不特定かつ多数の者に供給されるものに限るものとし、同号チからヲまでに掲げるものに該当するものを除く。）とする。

（免許等に係る法律の規定）

第三条 法第二条第二項第二号イの法律の規定であって政令で定めるものは、別表の第一欄に掲げる事業の種類（第二欄及び第三欄に掲げる事業の種類の細分を含む。）ごとにそれぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

（法第二条第二項第二号ホの法律の規定であって政令で定めるもの）

第四条 法第二条第二項第二号ホの法律の規定であって政令で定めるものは、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第四十二条第一項（土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項第四号の事業に適用される場合に限る。）の規定とする。

（第二種事業の規模に係る数値の比）

第五条 法第二条第三項の政令で定める数値は、〇・七五とする。

(第二種事業)

第六条 法第二条第三項の政令で定める事業は、別表の第一欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第三欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。ただし、当該事業が同表の一の項から五の項まで又は八の項から十三の項までの第三欄に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、対象公有水面埋立て等を伴うものであるときは、対象公有水面埋立て等である部分を除くものとする。

(対象港湾計画の要件)

第七条 法第四十八条第一項の規定により港湾環境影響評価その他の手続を行わなければならない港湾計画の決定又は決定後の港湾計画の変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 港湾計画の決定であって、当該港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立てに係る区域及び土地を掘り込んで水面とする区域（次号において「埋立て等区域」という。）の面積の合計が三百ヘクタール以上であるもの
- 二 決定後の港湾計画の変更であって、当該変更後の港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立て等区域（当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積の合計が三百ヘ

クタール以上であるもの

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成九年十二月十二日）から施行する。

(環境庁組織令の一部改正)

第二条 環境庁組織令（昭和四十六年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第七号の四の次に次の二号を加える。

七の五 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）の施行に関すること（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）。

第十八条に次の二号を加える。

三 環境影響評価法の施行に関すること（同法の規定に基づく主務大臣の権限に属する事項に関する事務であつて、環境事業団に対する監督に該当するものを除く。）。

(建設省組織令の一部改正)

第三条 建設省組織令（昭和二十七年政令第三百九十四号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第三号中「次条第七号」を「次条第八号」に改める。

第三十五条中第十五号を第十六号とし、第四号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）の規定による都市計画に定められる対象事業等に関する環境影響評価その他の手続の特例に関すること。

第三十六条第四号中「前条第四号」を「前条第五号」に改める。

第五十九条第四号中「第三十五条第六号」を「第三十五条第七号」に改める。

別表（第一条、第三条、第六条関係）

事業の種類	第一種事業の要件	第二種事業の要件	法律の規定
一 法第二 条第二項 第一号イ	イ 高速自動車国道法（昭和三十二年 法律第七十九号）第四条第一項の高 速自動車国道の新設の事業		

に掲げる 事業の種 類	<p>口 高速自動車国道法第四条第一項の 高速自動車国道の改築の事業であつ て、車線（道路構造令（昭和四十五 年政令第三百二十号）第二条第六号 の登坂車線、同条第七号の屈折車線 及び同条第八号の変速車線を除く。 以下同じ。）の数の増加を伴うもの (車線の数の増加に係る部分の長さ が一キロメートル以上であるものに 限る。)</p>		
	<p>ハ 道路整備特別措置法（昭和三十一 年法律第七号）第七条の二第一項に 規定する首都高速道路若しくは同条</p>		<p>道路整備特別措 置法第七条の三 第一項又は第七</p>

<p>第二項に規定する阪神高速道路又は同法第七条の十四第一項に規定する指定都市高速道路（以下「首都高速道路等」という。）の新設の事業（車線の数が四以上である道路を設けるものに限る。）</p>		<p>条の十四第一項 若しくは第六項</p>
<p>ニ 首都高速道路等の改築の事業であって、車線の数の増加を伴うもの（改築後の車線の数が四以上であり、かつ、車線の数の増加に係る部分の長さが一キロメートル以上であるものに限る。）</p>		
<p>ホ 道路法（昭和二十七年法律第百八</p>	<p>一般国道の新設の事業（車線の</p>	<p>事業を実施しよ</p>

<p>十号) 第五条第一項に規定する道路（首都高速道路等であるものを除く。以下「一般国道」という。）の新設の事業（車線の数が四以上であり、かつ、長さが十キロメートル以上である道路を設けるものに限る。）</p>	<p>数が四以上であり、かつ、長さが七・五キロメートル以上十キロメートル未満である道路を設けるものに限る。）</p>	<p>うとする者（以下「事業主体」という。）が建設大臣以外の者である場合につき、道路法第七十四条第二号、道路整備特別措置法第三条第一項若しくは第四項若しくは第七条の十二第一項若しくは第四項</p>
<p>ヘ 一般国道の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線の数を増加させ又は新たに道路を設けるもの（車線の数の増加に係る部分（改築後の車線の数が四以上であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分</p>	<p>一般国道の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線の数を増加させ又は新たに道路を設けるもの（車線の数の増加に係る部分（改築後の車線の数が四以上であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分</p>	<p>一般国道の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線の数を増加させ又は新たに道路を設けるもの（車線の数の増加に係る部分（改築後の車線の数が四以上であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分</p>

	(車線の数が四以上であるものに限る。)の長さの合計が十キロメートル以上であるものに限る。)	新たに設けられる道路の部分(車線の数が四以上であるものに限る。)の長さの合計が七・五キロメートル以上十キロメートル未満であるものに限る。)	又は本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)第三十一条第一項
	ト 森林開発公団法施行令(昭和三十一年政令第二百十八号)第二条第一項第二号の二に規定する大規模林道事業(幅員が六・五メートル以上あり、かつ、長さが二十キロメートル以上である林道を設けるものに限る。)	森林開発公団法施行令第二条第一項第二号の二に規定する大規模林道事業(幅員が六・五メートル以上あり、かつ、長さが十五キロメートル以上二十キロメートル未満である林道を設けるものに限る。)	
二 法第二	イ 河川管理施設等構造令(昭和五十	サーチャージ水位における貯水	都道府県知事が

条第二項 第一号口 に掲げる 事業の種 類	一年政令第百九十九号）第二条第二号のサーチャージ水位（サーチャージ水位がないダムにあっては、同条第一号の常時満水位。この項のイの第三欄において同じ。）における貯水池の水面の面積が百ヘクタール以上であるダムの新築（五の項において「大規模ダム新築」という。）の事業（当該ダムが水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が二以上である場合において、これらの者のうちから	池の水面の面積が七十五ヘクタール以上百ヘクタール未満であるダムの新築の事業（当該ダムが水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者であるもの（当該水力発電所の	事業を実施する場合（二級河川について高さが十五メートル未満のダムの新築を行う場合を除く。）につき、河川法第七十九条第一項（河川法施行令（昭和四十年政令第四号）第四十五条第二号に係る
-----------------------------------	--	--	--

代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第八号の電気事業者(以下単に「電気事業者」という。)又は同項第九号の卸供給を行う事業を営み、若しくは営もうとする者(その者が建設大臣、都道府県知事又は水資源開発公団である場合を除く。以下「卸供給事業者」という。)であるもの(当該水力発電所の出力が二万二千五百キロワット以上である場合に

出力が二万二千五百キロワット以上である場合に限る。)及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。以下「第二種ダム新築事業」という。)であって、建設大臣又は都道府県知事が河川工事として行うもの

場合に限る。)又は第二項第二号

<p>限る。) 及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。以下「第一種ダム新築事業」という。) であって、建設大臣又は都道府県知事が河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第八条に規定する河川工事（以下単に「河川工事」という。）として行うもの</p>		
<p>□ 第一種ダム新築事業であって、当該ダムを用いて水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第二項の水道事業（以下単に「水道事業」という。）又は同条第四項の水道用</p>	<p>第二種ダム新築事業であって、当該ダムを用いて水道事業又は水道用水供給事業を経営し、又は経営しようとする者が行うもの</p>	<p>水道法第六条第一項、第十条第一項、第二十六条又は第三十条第一項</p>

<p>水供給事業（以下単に「水道用水供給事業」という。）を経営し、又は経営しようとする者が行うもの</p>		
<p>ハ 第一種ダム新築事業であって、当該ダムを用いて工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項の工業用水道事業（以下単に「工業用水道事業」という。）を営み、又は営もうとする者が行うもの（地方公共団体が法第二条第二項第二号ロの国の補助金等の交付を受けないで行うものを除く。）</p>	<p>第二種ダム新築事業であって、当該ダムを用いて工業用水道事業を営み、又は営もうとする者が行うもの（地方公共団体が法第二条第二項第二号ロの国の補助金等の交付を受けないで行うものを除く。）</p>	<p>事業主体が地方公共団体以外の者である場合につき、工業用水道事業法第三条第二項又は第六条第二項</p>
<p>ニ 第一種ダム新築事業であって、土</p>	<p>第二種ダム新築事業であって、</p>	<p>事業主体が国又</p>

地改良法第二条第二項の土地改良事業（以下単に「土地改良事業」という。）として行うもの	土地改良事業として行うもの	は都道府県以外の者である場合につき、土地改良法第五条第一項、第四十八条第一項、第九十五条第一項、第九十五条の二第一項、第九十六条の二第一項又は第九十六条の三第一項
ホ 第一種ダム新築事業であって、水	第二種ダム新築事業であって、	水資源開発公団

資源開発公団が行うもの	水資源開発公団が行うもの	法（昭和三十六年法律第二百十八号）第二十条第一項
<p>へ 計画湛水位（堰の新築又は改築に関する計画において非洪水時に堰によってたたえることとした流水の最高の水位で堰の直上流部におけるものをいう。）における湛水区域の面積（以下「湛水面積」という。）が百ヘクタール以上である堰の新築（五の項において「大規模堰新築」という。）の事業（当該堰が水力発電</p>	<p>湛水面積が七十五ヘクタール以上百ヘクタール未満である堰の新築の事業（当該堰が水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代</p>	<p>都道府県知事が一級河川について事業を実施する場合につき、河川法第七十九条第一項（河川法施行令第四十五条第二号に係る場合に限る。）</p>

所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が二以上である場合において、これらの者の中から代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者であるもの（当該水力発電所の出力が二万二千五百キロワット以上である場合に限る。）及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。以下「第一種堰新築事業」という。）であ

表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者であるもの（当該水力発電所の出力が二万二千五百キロワット以上である場合に限る。）及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。以下「第二種堰新築事業」という。）であって、建設大臣又は都道府県知事が河川工事として行うもの

<p>って、建設大臣又は都道府県知事が 河川工事として行うもの</p>		
<p>ト 改築後の湛水面積が百ヘクタール以上であり、かつ、湛水面積が五十ヘクタール以上増加することとなる堰の改築（五の項において「大規模改築」という。）の事業（当該改築後の堰が水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する</p>	<p>改築後の湛水面積が七十五ヘクタール以上であり、かつ、湛水面積が三十七・五ヘクタール以上増加することとなる堰の改築の事業（第一種堰改築事業に該当しないものに限るものとし、当該改築後の堰が水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が二以上である場合において、</p>	

者)が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者であるもの(当該水力発電所の出力が二万二千五百キロワット以上である場合に限る。)及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。以下「第一種堰改築事業」という。)であって、建設大臣又は都道府県知事が河川工事として行うもの

これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者であるもの(当該水力発電所の出力が二万二千五百キロワット以上である場合に限る。)及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。以下「第二種堰改築事業」という。)であって、建設大臣又は都道府県知事が河川工事として行うもの

チ 第一種堰新築事業であって、当該堰を用いて水道事業又は水道用水供給事業を経営し、又は経営しようとする者が行うもの	第二種堰新築事業であって、当該堰を用いて水道事業又は水道用水供給事業を経営し、又は経営しようとする者が行うもの	水道法第六条第一項、第十条第一項、第二十六条又は第三十条
リ 第一種堰改築事業であって、当該堰を用いて水道事業又は水道用水供給事業を経営し、又は経営しようとする者が行うもの	第二種堰改築事業であって、当該堰を用いて水道事業又は水道用水供給事業を経営し、又は経営しようとする者が行うもの	第一項
ヌ 第一種堰新築事業であって、当該堰を用いて工業用水道事業を営み、又は営もうとする者が行うもの（地方公共団体が法第二条第二項第二号ロの国の補助金等の交付を受けない	第二種堰新築事業であって、当該堰を用いて工業用水道事業を営み、又は営もうとする者が行うもの（地方公共団体が法第二条第二項第二号ロの国の補助金	事業主体が地方公共団体以外の者である場合につき、工業用水道事業法第三条

	で行うものを除く。)	等の交付を受けないで行うもの を除く。)	第二項又は第六 条第二項
ル	第一種堰改築事業であって、当該 堰を用いて工業用水道事業を営み、 又は営もうとする者が行うもの（地 方公共団体が法第二条第二項第二号 ロの国の補助金等の交付を受けない で行うものを除く。）	第二種堰改築事業であって、当 該堰を用いて工業用水道事業を 営み、又は営もうとする者が行 うもの（地方公共団体が法第二 条第二項第二号ロの国の補助金 等の交付を受けないで行うもの を除く。）	
ヲ	第一種堰新築事業であって、土地 改良事業として行うもの	第二種堰新築事業であって、土 地改良事業として行うもの	事業主体が国又 は都道府県以外 の者である場合
ワ	第一種堰改築事業であって、土地 改良事業として行うもの	第二種堰改築事業であって、土 地改良事業として行うもの	につき、土地改

		良法第五条第一項、第四十八条第一項、第九十五条第一項、第九十五条の二第一項、第九十五条の二第二項、第九十六条の二第一項又は第九十六条の三第一項
カ 第一種堰新築事業であって、水資源開発公団が行うもの	第二種堰新築事業であって、水資源開発公団が行うもの	水資源開発公團法第二十条第一項
ヨ 第一種堰改築事業であって、水資源開発公団が行うもの	第二種堰改築事業であって、水資源開発公団が行うもの	

<p>タ 施設が設置される土地の面積及び施設の操作により露出することとなる水底の最大の水平投影面積の合計が百ヘクタール以上である湖沼水位調節施設の新築の事業であって、建設大臣、都道府県知事又は水資源開発公団が河川工事として行うもの</p>	<p>施設が設置される土地の面積及び施設の操作により露出することとなる水底の最大の水平投影面積の合計が七十五ヘクタール以上百ヘクタール未満である湖沼水位調節施設の新築の事業であって、建設大臣、都道府県知事又は水資源開発公団が河川工事として行うもの</p>	<p>都道府県知事が一級河川について事業を実施する場合又は水資源開発公団が事業を実施する場合につき、河川法第七十九条第一項（河川法施行令第四十五条第二号に係る場合に限る。）又は水資源開発公</p>
---	---	--

		國法第二十条第一項
	レ 百ヘクタール以上の面積の土地の形状を変更する放水路の新築の事業であって、建設大臣又は都道府県知事が河川工事として行うもの	七十五ヘクタール以上百ヘクタール未満の面積の土地の形状を変更する放水路の新築の事業であって、建設大臣又は都道府県知事が河川工事として行うもの
三 法第二条第二項	イ 全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第四条第一項	全国新幹線鉄道整備法第九条第

第一号ハ に掲げる 事業の種 類	<p>に規定する建設線の建設（既設の同法附則第六項第一号の新幹線鉄道規格新線（以下単に「新幹線鉄道規格新線」という。）の区間について行うものを除く。）の事業</p>		一項
	<p>□ 全国新幹線鉄道整備法第二条の新幹線鉄道に係る鉄道施設の改良（本線路の増設（一の停車場に係るもの を除く。）又は地下移設、高架移設 その他の移設（軽微な移設を除く。）に限る。以下「鉄道施設の改良」という。）の事業</p>		鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十二条第一項又は同条第四項において準用する同法第九条第一項

ハ 新幹線鉄道規格新線の建設の事業		全国新幹線鉄道整備法附則第十項
ニ 新幹線鉄道規格新線に係る鉄道施設の改良の事業		鉄道事業法第十二条第一項又は同条第四項において準用する同法第九条第一項
ホ 鉄道事業法による鉄道（懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道、浮上式鉄道その他の特殊な構造を有する鉄道並びに新幹線鉄道及び新幹線鉄道規格	普通鉄道の建設（全国新幹線鉄道整備法附則第六項第二号の新幹線鉄道直通線の建設を除く。）の事業（長さが七・五キロメートル以上十キロメートル未満	鉄道事業法第八条第一項若しくは第九条第一項又は本州四国連絡橋公団法第三